

臨時職員候補者の登録制度について

町では、臨時職員候補者の登録制度を実施しています。これは、事務量の増加や育児休業などによる一時的な欠員を補充するため、事前に臨時職員候補者を登録し、採用を円滑に行うための制度です。

登録を希望される方は、必要書類をご確認の上、総務課庶務係まで持参または郵送してください。

※あくまで**臨時職員候補者の登録**であり、臨時職員の募集ではありませんので、ご注意願います。

お問合せ・提出(郵送)先 ● 総務課庶務係
☎ 76-2611
(〒289-2292 多古町多古584番地)



登録を募集する職種	必要書類	
	履歴書	免許等の写し
一般事務	○	
保健師	○	○
社会福祉士	○	○
保育士	○	○
幼稚園教諭	○	○
保育士・幼稚園教諭(こども園勤務) ※両方の資格が必要	○	○
小学校教諭	○	○
学校用務員	○	
看護師	○	○
准看護師	○	○
看護助手	○	
介護支援専門員	○	○
管理栄養士	○	○
調理員(こども園勤務)	○	
施設管理員(病院勤務)	○	
給食配膳員	○	

ご相談ください 特定不妊治療費を助成しています

県で治療費の助成が行われていますが、町でも平成27年4月1日以降に治療を開始した特定不妊治療(体外受精・顕微授精)について、医療費の一部を助成しています。

【対象者】 1から5のすべての条件を満たしている方が対象です。

- 1、千葉県特定不妊治療費助成事業の決定を受けていること
- 2、夫婦または夫か妻が申請日の1年以上前から多古町に住所があり住んでいること
- 3、申請日において夫および妻に町税の滞納がないこと
- 4、他市町村で特定不妊治療費助成の決定を受けていないこと
- 5、戸籍上の夫婦であること

【助成金額】 1年度当たり75,000円を上限とし、県と町の助成額が治療費を上回る場合は、治療費から県助成額を除いた額が町助成額です。

【申請方法】 県が交付する「千葉県特定不妊治療承認決定通知書」の発行日から、1年以内に保健福祉課窓口申請してください。

【申請に必要な書類】

- 「千葉県特定不妊治療費助成承認決定通知書」の写し
- 県に提出する「特定不妊治療受診等証明書」の写し(県に申請する前に必ず写しを取って保管してください)
- 多古町特定不妊治療費助成金申請書
- 婚姻状況・居住状況・町税の納付状況を確認する承諾書 ● 振込用通帳の写し

お問合せ ● 保健福祉課健康づくり係 ☎ 76-3185

～国保の広域化～

平成30年度から 国民健康保険制度が変わります

都道府県が市町村と共に国保を運営します

都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指します。

	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
財政運営	市町村ごとの国保事業費納付金の決定 財政安定化基金の設置・運営	国保事業費納付金を都道府県に納付
資格管理	事務の効率化、標準化、広域化を推進	資格を管理(被保険者証等の発行など)
保険料(税)	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料(税)率を算定、公表	標準保険料(税)率等を参考に保険料(税)率を決定、賦課・徴収 ※多古町においても保険税率等の改正について検討してまいります。
保険給付	給付に必要な費用を全額市町村へ支払う	保険給付の決定
保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	保健事業の実施

主な変更点

◎都道府県単位で資格を管理

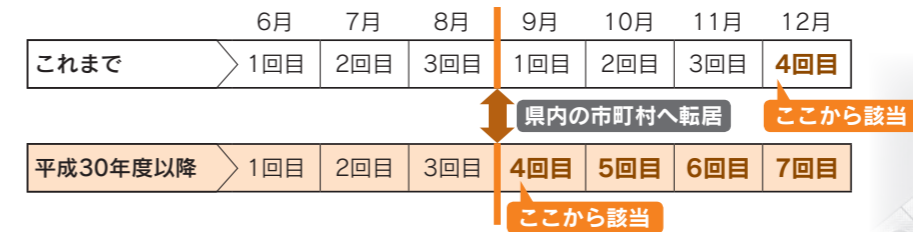
県内市町村間の異動の場合、資格は継続します。ただし、保険証は異動先の市町村で新たに発行します。

◎保険証様式の一部

様式の一部が変更されることとなりますが、多古町発行の保険証は、次回一斉更新予定の平成31年9月30日まで変更はありません。

◎高額医療費の通算方法

世帯の継続性が保たれていれば、県内で異動しても該当回数を通算します。



- ※各種手続きは、引き続きお住まいの市町村が窓口です。
- ※保健事業(特定健診など)はこれまで通り市町村が実施します。
- ※保険税の納付方法に変更はありません。



お問合せ ●

資格・手続きに関すること 住民課国保年金係 ☎ 76-5405
保険税に関すること 税務課課税係 ☎ 76-5402